### 認定基準チェックリスト

【認定区分】

「実践(ゴールド)企業」<mark>認定基準 I ~ V</mark>のうち、2つ以上に取り組んでいる企業 「優秀(ダイヤモンド)企業」<mark>認定基準 I ~ V</mark>のうち、4つ以上に取り組んでいる企業

※なお、優秀(ダイヤモンド)企業は認定基準 I・Ⅱの両方に必ず該当する必要があります。該当数が4つ以上の場合でも、認定基準 I・Ⅱの両方に該当しない場合は、実践(ゴールド)企業となります。

### 【認定基準】

Ι	女性の活躍推進 〜女性を積極的に管理職等に登用している企業〜		IV	男女ともに働きやすい職場づくり ~従業員の働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業~
	以下のうち1つ以上に該当 チェ	ック欄		以下のうち2つ以上に該当 チェック機
ア	管理職 (課長職以上 役員を含む) のうち、女性が 15% 以 上在籍している		ア	ノー残業デーの実施など、所定外労働時間縮減のための制度を導入している
1	役職(係長級 現場責任者、リーダー等を含む)のうち、女性が 25% 以上在籍している		1	時間単位の有給休暇を導入している
ウ	女性の活躍を推進する旨公表し、従業員にも周知している (例:経営方針や年度方針に女性の活躍を推進する旨明記、ボジティブアクションに取り組んでいる、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・周		ウ	従業員(正社員に限る)の有給休暇取得率の平均が50%以上(平成 年度, %) (申請前年度分の取得率)
エ	知・公表(※300人以下企業のみ)、えるぼし企業に認定されている等) その他 [ (例:資格取得に対する支援等を通じて、従来女性の少なかった技術系の分野への女性の積極的登用を推進している(過去5年以内)等)		ェ	正社員転換制度(面接試験や筆記試験などの試験内容が明示されていること、人事評価による選考や推薦など公平な選考過程が設けられていること、正社員転換時期や転換試験実施時期が明確にされていること)を導入している
П	仕事と家庭の両立支援 ~従業員のワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企 以下のうち2つ以上に該当 チェ	業~ ニック欄	オ	勤務時間、勤務地、担当業務等について従業員の希望を積極的に聞く制度を整備している制度内容 [ ] (例:面接・面談、アンケート等)
ア	育児・介護体業法で定める育児休業制度を7日以上取得した男性職員がいる(過去5年以内)		カ	ハラスメント対策のため、担当職員(相談窓口)を配置し職員に周知している(セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、パタニティハラ
1	育児・介護休業法で定める介護休業制度を7日以上取得した職員がいる(過去5年以内)			スメントいずれも必須) 男女ともに働きやすい職場づくりに取り組む旨公表し、従
ウ	育児・介護休業法で定める短時間勤務制度を1ヶ月以上利用した職員がいる(過去5年以内)		+	選手員にも周知している (例:所定外労働時間縮減等の職場環境改善を推進する旨年度方針等に明
エ	育児・介護休業法で定める所定外労働時間の免除制度を 1ヶ月以上利用した職員がいる(過去5年以内)			記、次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・周知・ 公表 (※100人以下企業のみ)等)
オ	法定以上の両立支援制度を導入している 制度内容〔    〕		ク	その他 [
カ	フレックスタイム制などの柔軟な労働時間制度を導入している			制度や自己啓発休暇制度の導入等)
+	育児・介護休業法で定める始業・終業時刻の繰上げ・繰下 げ制度 ( 時差出勤制度 ) を導入している		V	県民の結婚支援・子育て支援・若者応援・地域貢献 ~県民の結婚支援・子育て支援・若者成援・地域貢献に積極的に取り組んでいる企業~
ク	事業所内託児施設の設置・運営をしている			以下のうち1つ以上に該当 チェック欄
ケ	在宅勤務制度を導入している		ア	県の子育で応援パスポート事業、子育でタクシー事業に協 賛〔子育で応援パスポート協賛・子育でタクシー協賛〕
	従業員の育児・介護に関する相談窓□を設置している			従業員の結婚支援を行っている
サ	仕事と生活(育児や介護等)の調和等に関する研修会の実施や、外部研修会に従業員を派遣している		1	実施内容等 [ ] [ ] (例:県の企業間出会いサポーター制度への協力等)
シ	従業員の仕事と家庭の両立を支援する旨公表し、従業員に も周知している(例:経営方針や年度方針等にワーク・ライフ・バ ランスを推進する旨明記、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業 主行動計画の策定・周知・公表(※100人以下企業のみ)、やまがたイ		ウ	過去5年以内に新たに雇用した母子家庭の母、父子家庭の 父(ひとり親)が、申請時点において正社員として勤務を 継続している
	クボス同盟に加盟している、くるみんに認定されている等)		I	県の若者事業に従業員が参加 事業名・参加年度 [
ス	その他 [ ] (例:有給の子育て休暇や介護休暇、子ども手当て、保育料・介護費用の補助、貸付制度等)	Ш	オ	若者の処遇改善のため、職員の能力開発や資格取得のため の費用負担、又は研修会の実施
Ш	出産・育児・介護等により退職した女性の再雇用等 ~世産・前・介護等により選場した姓の再雇用や、姓の継続就業の支援に積極的に取り組んでいる企業~ 以下のうち1つ以上に該当	ニック欄	カ	実施内容等 [
ア	出産・育児等により退職した正職員を優先的に再雇用する制度を導入しており、再雇用した職員が正職員として登用された実績もある			その他 ( ) (例:児童・生徒の体験学習やインターンシップを毎年継続的に受入、県
1	女性の平均勤続年数が (育児休業期間を含め) 15 年以上 である		+	(例)・元星・主性の伊毅子首127フラーフタックを毎年起続的に交入、宗教育委員会主催の「家庭教育出前講座」等の開催、新入社員1人につき 2人以上の教育係を配置、失業中の若者を雇用し職業訓練の実施、メンター制度の導入等)
ウ	その他 [ ] (例:出産・育児・介護等により退職した女性の能力を活用するため先進的な取組みを行っている等)			

ますは、あなたの会社でとれくらい取組みか進んでいるか、ナェックリストで確認してみませんか「

問合せ応募先 〒990-8570 山形市松波2-8-1 Tel: 023-630-2101 Fax: 023-632-8238 E-mail: ywakamono@pref.yamagata.jp



令和元年度版

# でまがた 子育で・介護応援 いきいき企業のご案内

※制度名をリニューアルしました

介護に関する取組みの支援メニューを新設!

取組みに応じて 各種奨励金を交付



ワーク・ライフ・バランス

「女性の活躍推進」や「仕事と家庭の両立支援」に取り組む企業を、県が登録・認定し、サポートします

山形県子育て推進部若者活躍・男女共同参画課

### ~やまがた子育て・介護応援いきいき企業とは~

"女性の活躍推進"や"仕事と家庭の両立支援"などに取り組む企業のうち、県が定める一定の基準を満たした企業を、取組みの段階に応じて山形県知事が認定するものです。

認定企業に対しては、奨励金の交付や各種広報媒体を活用しての PR など、様々なサポートを実施しています。

### 認定要件

県内に活動拠点を有する企業、事業所、法人、団体(国及び地方公共団体除く)のうち(1)~(3)全てを満たすこと

(1)以下のいずれかに該当すること

【宣言企業】(新規募集は行っていません)裏面の認定基準 I ~ Vのうち、2 つ以上に取り組む計画がある企業

【実践 (ゴールド) 企業】裏面の認定基準 I ~ Vのうち、2 つ以上に取り組んでいる企業

【**優秀(ダイヤモンド)企業**】裏面の認定基準 I ~ V のうち、4 つ以上に取り組んでいる企業

※なお、優秀(ダイヤモンド)企業は認定基準 I、IIの両方に 必ず該当する必要がある。

- (2)ワーク・ライフ・バランス推進員を選任すること
- (3)事業主又は役員が暴力団員でないこと、もしくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと

# 認定までの流れ 応募用紙を 県男女共同参画担当に提出 (裏面の問合せ先) 受理 書類審査・実地審査 認定証の発行

## 登録・認定企業への奨励金

- ① 女性を管理職に登用した場合(10万円(最大、企業等設立後3人目まで))
- ② 男性の育児休業取得者が出た場合(20万円(最大5回まで))

但し、職場に復帰して6ヶ月以上勤務を継続していること、かつ連続して7日以上の育児休業を取得することを要件とし、7日以上の育児休業の算定には、勤務を要しない日に取得した休業は含まない。

③ 法定を超える介護休業・介護休暇を規定し、当該規定部分の取得者が出た場合

(10万円 (最大3回まで)) 新規

但し、申請時点において勤務を継続していることを要件とし、同一従業員の申請は同一対象家族 1 人につき、1 回とする。

④ 小学校就学前の子を養育する女性を正社員として雇用した場合

(10万円 (最大3回まで))

但し、雇用後6ヶ月以上勤務を継続していることを要件とする。(非正規雇用から正社員への雇用転換をした場合も含む。但し、正社員として雇用後6ヶ月以上の勤務を継続していることを要件とする。)

⑤ 女性を役員に登用した場合(10万円(1回のみ))

但し、企業等設立後初めての登用であり、かつ登用された女性役員の活躍の状況や実績を活かして、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの普及に向けた取組みを実施していることを要件とする。

※本奨励金の対象者は企業等に勤務する正社員で、事業主又は事業の経営担当者及びそれらの3親等以内の者を除く。

※交付対象は、平成30年4月1日以降に①~⑤の要件を満たす企業等とする。(国、地方公共団体、特定独立行政法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は国若しくは地方公共団体が1/2以上を出資している法人を除く。))

※その他、詳しい要件等は裏面、問合せ先までお問い合わせください。

# 登録・認定企業へのサポート

その1. 登録・認定マークの使用

登録・認定企業の取組みを広く PR でき、企業のイメージアップにつながることで、人材確保等につながります。







その2. 奨励金の交付 一部新規

要件を満たす企業に、奨励金を交付します。

●宣言企業:1回、実践(ゴールド)企業、優秀(ダイヤモンド)企業:複数回(詳しくは左頁参照)

その3. 産業活性化支援資金(山形県商工業振興資金融資制度)における優遇金利の適用

登録・認定企業に、優遇金利を適用します。融資利率年1.6%→年1.4%に優遇

- ●宣言企業…女性を管理職に登用した場合(但し、企業等設立後3人目までの登用とする)等
- ●実践(ゴールド)企業、優秀(ダイヤモンド)企業…認定後、適用

その4. 山形県競争入札参加資格者名簿(建設工事)評価点の加点

山形県競争入札参加資格者名簿(建設工事)における発注者別評価点を5点加点します。

●実践(ゴールド)企業、優秀(ダイヤモンド)企業のみ

その5. 働き方改革推進支援資金(地公体推進施策関連)における特別利率の適用 (日本政策金融公庫融資制度)

その6. 女性活躍企業応援融資における特別利率の適用 (荘内銀行・日本政策金融公庫協調融資制度)

その7. 各市町村(山形市、上山市、山辺町、新庄市、真室川町、鶴岡市、酒田市)

での支援措置一部新規

市町村において、各種支援措置を受けることができます。(詳しくは別紙参照)

### 登録・認定マークの使用

奨励金の交付(1回のみ) 一部新規

県産業活性化資金優遇金利(女性を管理職に登用した場合等)

働き方改革推進支援資金(地公体推進施策関連)

各市町村(山形市、上山市、山辺町、新庄市、真室川町、鶴岡市、酒田市)での支援措置 ―部新規

奨励金の交付(2回目以降)

県産業活性化支援資金優遇金利

県競争入札参加資格者名簿(建設工事)発注者別評価点を5点加点

女性活躍企業応援融資特別利率

ダイヤモンド企業盾の交付

※その他詳細は問合せ先までお問い合わせください。

実践(ゴールド)企業